

## 預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更について

当行は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。なお、変更日は、預貯金口座付番が開始される平成30年1月1日からといたします。

※ 変更（追加）点は下線部をご覧ください。

### 利用目的

当行は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ① 金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ② 金地金等取引に関する法定書類作成事務
- ③ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ④ 国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ⑤ 教育資金非課税制度の適用に関する事務
- ⑥ 預金口座付番に関する事務

